

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 薛 梅

論文題目 二十世紀初頭から日中戦争にかけての日中女性提携の道程  
—東洋婦人会の足跡を中心に—

### 論文審査担当者

主 査	名古屋大学教授	星野 幸代
委 員	名古屋大学教授	胡 潔
委 員	名古屋大学教授	榊原 千鶴
委 員	広島大学教授	河西 英通

本研究は、明治期から日中戦争の初期にかけて日中女性提携の一翼を担った東洋婦人会を対象とし、近代日中関係が複雑に展開するなか、その活動が日清提携から日「支」提携、日・「満」「支」提携へと変遷する様を追い、同会の役割を歴史的に位置付けることを目的としている。以下、本研究の概要と評価を述べる。

### [本論文の概要]

第一章では、19世紀末から20世紀初頭にかけての時代背景を踏まえ、日中提携を唱えた代表的な女性を取り上げてその主張と活動を整理し、日中提携の主張には日本女性・中国女性の間で、また日中間で、どのような相違または共通点がみられたのかを明らかにした。

日清戦争後、日本は東洋における盟主的地位を意識し、「同人種同盟」論や大隈重信の「支那保全」論など、東洋＝黄色人種たる連帯関係に基づいて中国との提携を模索した。いっぽう中国は、アヘン戦争以来西欧列強による侵略に瀕し、日本をモデルとした近代化を試み始めた。こうした背景のもと、日中両国の女性たちの中で、日中提携を提唱する活動が現れた。その主張は大別して二種類があった。一つは、日本の国益の観点から男性と足並みをそろえ、女子教育や女性間の社交を通して中国ないし東洋諸国の女性たちを指導しようという主張で、代表的人物は下田歌子や清藤秋子、鍋島栄子らである。もう一つは国益という動機は同じだが、対等な日中関係を唱える福田英子の主張であった。

下田歌子は自ら創立した実践女学校に積極的に中国人女子留学生を受け入れ、黄色人種の連帯を強調した。横浜大同学校の教師潘雪箴をはじめ、康有為の娘康同壁ら在日中国女性は下田に賛同した。しかし下田の日中提携論は日本の指導的立場を前提とし、日本の国策に沿ったものであった。清藤秋子は大日本婦人教育会などの団体で指導的立場にあり、潘雪箴とも交流があった。いっぽう社会主義運動家の福田英子は、国家を超越した東洋人同士の提携関係を重要視したが、女子教育や政治改革など具体的な展開が無く、感情的な訴えにとどまった。1903年に東洋婦人会は下田、清藤ら日本の教育系、社会活動系の有力女性、さらに明治婦人社交界の重鎮鍋島栄子ら華族女性によって計画、創立された。同会は女子教育と女性間の社交を通して日本女性を東洋の女性たちのリーダーとすることを目していたが、日中提携の主張を持つ日中女性たちが成功裡に合流してきた結果とみなすことができる。創設期より日中女性間の齟齬は目立ち、日本側が東洋の盟主となることを目指したのに対し、潘雪箴は中国女権の振興、女性の地位の向上を目的とされていた。民国期に入ると、潘と東洋婦人会との交流は途絶えた。

第二章では、日露戦争から辛亥革命までの時期を扱った。この時期の東洋婦人会は、中国進出の基盤づくりとして、指導者層の清国視察、清国派遣女教員養成所の設立、および鍋島会長の渡清を実現し、天津、上海、長沙、南京などにも、現地に駐留する実業家・政治家の夫人たちを通じて影響力を広げた。さらに同会は北京日本婦人会と協力し、西太后にもつながる上流階層の日中女性ネットワークを通して中国の女子教育事業を掌握した。

第三章では、辛亥革命期から満洲事変前にかけての時期を扱った。辛亥革命後、東洋婦人会が築いてきた清朝との人的ネットワークが切れ、教員派遣事業の停止や留学生支援事業の縮小など活動が低迷し、1912—1915年の間、東洋婦人会は休会状態となった。また、革命に参加した中国女性に対し、東洋婦人会指導層は消極的、否定的であった。1915年に袁世凱が対華二十一カ条を受け入れ、中国で排日的な空気が強くなると、冷え込んだ日中関係の局面打開のため、東洋婦人会は再開された。再開後の変化として、同会の指導層には男性陣が加わり、日本人実業家が増えたが、男性

華僑の賛助員が減った。いっぽうその夫人たちは会員であり続け、ここに女性の柔軟さが垣間見える。上海では、東洋婦人会の意向をうけた上海日本婦人会に日中女性の提携・親善への試みが見られた。実践女学校出身の陳彦安らの仲介で東洋婦人会、上海婦女会、上海日本婦人会のネットワークが一時発足した。陳は中華民国駐日公使・章宗祥夫人で、親日感情を以て東洋婦人会で日中女性の連帯を目指した例である。しかし1928年済南事件が起きて以降、この往来は途絶えた。

第四章では、満洲事変から日中戦争前にかけての時代背景を踏まえ、日・「満」・「支」親善を掲げた東洋婦人会の活動を整理した。同会はこの時期、日中の経済的な連帯による「日支提携」を主張するようになった。こうした変化の背景には、中国での排日運動の高揚、経済的権益の伸張をねらう寺内内閣の援段政策があった。東洋婦人会は主旨に新たに女性の平和への貢献を加えたが、「平和」とは実質は中国の排日感情の緩和を意味した。この時期同会は官・民向けの招待活動、中国女子教育支援事業を行ったが、「日支親善」のプロパガンダを帯びている。もっとも、1923年、東洋婦人会は外務省文化事業部「対支文化事業」に中国女子教育への補助金を申請するも選ばれなかった。ここから、女性を運営主体とする事業は「対支文化事業」の周縁的位置にあったと考えられ、また東洋婦人会の活動が必ずしも政府の方針に即しているとは限らなかったことが分かる。中国北部大飢饉救済活動においては、同会は日華実業協会や国内外の女性団体および日本政府とともに「日支親善」の好例を作ったといえる。1931年の満洲事変、1932年の「満洲国」建国により中国では排日運動が高まった。東洋婦人会は「日支親善」を「日満支親善」と改めた。同会の姉妹会として1933年創設された日満婦人同志会は、溥儀の妹潤韞嬢ほか「満洲国」や関東軍の有力者の夫人たちで構成され、日・「満」の結束をアピールした。順調な「日満親善」活動と対照的に、「日満支親善」は難航したが、女子留学生を切口として難局を打開した。

終章では、日中戦争期における東洋婦人会の後身である東洋婦人教育会の戦争協力活動とその終焉を辿った。日中戦争期に入ると、東洋婦人会は大日本婦人教育会と合併して東洋婦人教育会となった。東洋婦人教育会は外務省、興亜院の下で「日支満親善」を掲げた官製女性団体である。清藤、服部らは指導層に留任し、銃後の平和工作を展開し、中国本土では広東婦女維持会、北京中日婦人親和会を通して汪精衛政権の要人夫人を対象に懐柔工作を進めた。東洋婦人教育会は1939年に興亜団体連合会（後の大政翼賛会の外郭団体）の傘下に入って以降大戦翼賛体制に組み込まれ、終戦をもって解消した。

以上の通り、本研究は戦後見過ごされていたエリート女性による外交面の活動を発掘し、従来の日中女性交流史、日本・中国女性史を描き直した。東洋婦人会は日本の中国に対する抑圧の一翼を担ったが、反面、同会の女性たちの政治的活動は女性解放とも位置付けられる。また、本研究は昨今の銃後史など日本の加害者的女性史観を引き継いだうえで、戦時期日中提携においては日本女性たちだけでなく、従来の被害者と目されてきた中国人女性にも戦争責任があるとみなせることを指摘した。しかし本研究の主眼は女性の戦争責任を問うものではなく、これまで無視されてきた、女性の外交を跡付けることにより、女性も歴史を構成し得ることを跡付けた。東洋婦人会の女性たちが為した事業は自らの階層の既得権益を守ることに直結していたが、彼女たちが国際社会における日本の立場に関心を持ち、使命感を持っていたのは確かである。その意味においては、彼女たちは歴史の主体の一部であったということもできよう。いっぽうで結果的に彼女たちは近代日本の侵略戦争に積極的に助力したのであり、被占領側の状況に疎かったことは否めない。

以上の通り本研究は、二十世紀初頭から日中戦争まで続き、国家との運命共同体と言えるほどの

既得権益を持つ日中両国の上流階層が集った東洋婦人会の活動を辿り、彼女たちが模索した「女性外交」の実態を明らかにした。

### [本論文の評価]

本研究は、従来、教育系の活動団体であると位置付けられてきた東洋婦人会について、その政治社会的な活動を膨大な資料で裏付けつつ再現し、再評価した。資料調査という点では、旧鍋島藩周辺等のフィールド調査をし、新資料として難解な明治期の手書きの書簡原本を読み解き、論文に生かしたのは大きな成果である。本研究が打ち出した「女性外交」という新たな枠組みは、本研究が跡付けた東洋婦人会の長期的な動向によれば、ある程度妥当であると言える。各論としては下田歌子、鍋島侯爵夫人栄子など著名人の新たな側面を明らかにしたことに加え、中国側では従来「漢奸の妻／娘」と否定されてきた人物たちの日本での留学経験から東洋婦人会での活躍までを丹念に辿り、その多面性を明らかにした。加えて、戦前戦中の日中提携を先導した上層階級の日本女性たちの戦争責任、および近代日中関係史において被害者と目されてきた中国人女性の方の戦争責任を提起した。日中関係史の間隙として女性政治史の可能性を示しつつ、加害者的女性史観を強化する問題提起を行った挑戦的な論文である。

いっぽうで、本論には以下の課題も残されている。「女性外交」が果たしてどの程度自立的、主体的であったかと言えば、やはり男性による外交の下に従属し、巻き込まれていたのではないか。もっとも本研究は上海の婦女団体による自立的な「女性外交」の兆候をも示唆しており、こうした例を重ねることで本研究の主張はより妥当性を帯びるであろう。関連して、国家の方針と親和性の高かった東洋婦人会の思想的背景について、本研究は基本的に押さえてはいるが、エリート女性たちが高い漢文の素養によって国家を論じる言語を男性政治家と共有していたことを合わせて考えれば、東洋婦人会と国策との連動がより立体的になるであろう。発展的に、東洋婦人会には朝鮮、タイ、フィリピンの女性たちも所属していたことを本研究は突き止めており、それぞれの女性たちの活動を各国の対日関係との中で位置づければ、さらに東洋婦人会の重層性が明らかになるであろう。なお、本論の東洋婦人会内部における日本側と中国女性側との思惑にずれがあったという指摘は重要であるが、更なる分析が望ましい。

しかしこれらの課題は本研究の全体的な評価を損ねるものではない。本研究は上述の通り、独創的な問題提起と精緻な分析により、日中女性交流史研究において新たな局面を開拓した。申請者が膨大な資料に真摯に向き合い、先入観にとらわれず資料に語らせながら歴史を再構成していく過程には、実証的な研究者としての誠実な姿勢と卓越した手腕がうかがわれた。さらに昨今日本の女性史研究で問題提起されつつある銃後女性の加害者史観に貢献するとともに、中国女性をも加害者としてとらえる新たな展開を示した。その意味で、本論は歴史の埋もれた面に光を当てたのみならず、主流の歴史に対し大胆な反証を示したという功績が認められる。

したがって、論文審査委員は全員一致で、本論が博士学位論文として水準に達していると判断した。